

ドイツ産業革命の一側面

——ザクセン綿織物工業における機械制大工業化過程——

大 島 隆 雄

【要約】 本稿は、ドイツ綿織物工業における産業革命の端初的な展開過程を、ザクセンの場合についてたどる目的をもっている。かつて大塚久雄教授は、その著「欧洲経済史」の中で、後進資本主義国の産業革命を特徴づけ、それを世界資本主義発展の激動する渦中に捲まれることによって、外からの技術的促進とそれに対する対抗から、非自生的に展開される形態とのべている。はたして、ザクセンの場合この示唆的な規定があてはめられるものかどうか、もしあてはめられるとするならば、この場合、外からの技術的促進とは一体なんであり、また非自生的展開形態とはなにか、ということが具体的に明かにされなければならない。筆者はこうした問題意識にたつて、ザクセンにおける特権的綿織物問屋制企業が、一八世紀と一九世紀の交の時期に、イギリス機械制綿織物工業の強大な側圧をうけて、機械制紡績業を設置してゆく姿を明かにし、その展開過程を商業資本が産業資本に転化する途であったことを確定するであらう。

はじめに

の端初的な展開過程に関する考察である。^①

すなわち、そこにおいて筆者は、すでに以前に大塚久雄

本稿は、筆者が『歴史学研究』の別冊、「現代歴史学の

教授や高橋幸八郎教授によってなされた指摘に基づいて、

課題」に掲載した論文、「ドイツ産業革命の構造について」

後進資本主義国ドイツにおける産業革命が、イギリスの場

の中で予定していた、ドイツ綿織物工業における産業革命

合のように自生的ではなく、商業資本の産業資本への転

化という形態をとって展開したことが、実証的にも確かめうることを明かにしておいた。その間、フランス産業革命史研究の方から、その展開形態をめぐって、「イギリス型」乃至は「純粋型」か、「ドイツ型」とかという論争が、服部春彦氏と遠藤輝明氏との間で行われており、ここでどうしても産業革命展開の「ドイツ型」の内容を一層明確にするために、本稿の執筆が促される結果となっている。

たしかにこれまで、わが国の西洋史学界は、松田智雄、酒井良彦、諸田実、川久保公夫の各氏により、主として一六世紀から一八世紀にかけての、ドイツにおける領邦絶対主義下の特権的問屋制企業の存在形態と、その展開形態について研究を集中してきたが、それが一体のちの機械制大工業といかに繋がっていくのかについては、何の関心も払ってこなかった。ただその中で、諸田氏がヴェルテンベルクの毛織物特権コンパニーの分析を行った際に、「農村工業」と「問屋制度」との対抗において、後者が前者を圧倒していった事実を明かにしているが、このことだけがこれからのべようとする問題の手懸となるにすぎない。

従って、分析を行ってゆくに際しての積極的な方向づけ

は、この際どうしてもドイツ歴史学界のこれまでの成果からみいださなければならない。それについてまず思いだすのは、K・マルクスが天才的に検出した機械制大工業の段階としてのマニファクトリア時代を、躍起になって否定し続けようとしたK・ビュヒャーやW・ゾンバルトらの後期歴史学派経済史家と、その継承者の見解である。ゾンバルトは、マニユ「集中作業場」と等置することによって、そうしたものは「初期資本主義」段階においては、「毛織物捺染業」Zeugdruckereiや「書籍印刷業」Buchdruckerei等には散見しえず、従って彼のいう「高度資本主義」の前提としてのマニユ時代を抹殺してしまったのであった。⑤その外に様々なニュアンスの差こそあれ、こうした見解を継承するものに、J・クリーリッシャーや、そして最近ではG・ヤーン等がいるが、中でもクリーリッシャーは、マルクスのいうマニユ時代を「重大な誤謬」《schwerer Irrtum》として排除し、産業資本確立の基軸的な系譜を「手工業」Handwerk→「問屋制」Verlag→「工場制」Fabrikの線でたどることを定式化してしまった。⑥このシェーマが、その後たんにドイツのみならず、西ヨーロッパ歴史学界に

おいて、定説的な地位を占めるようになったことは、もはや周知のことであろう。

しかし、最近になってこの見解に対して、東ドイツ（ドイツ民主共和国）の歴史家、R・フォルベルガーやH・クリュガーらが、マルクス主義歴史学の正しさを立証するために、体系的な批判を開始した^⑧。その要点をのべると、第一に、ブルジョア史家達が主張している「問屋制」支配下の「手工業者」の独立性は、実は外見的なものにすぎず、それらは分業に編成されなければ、自分で使用価値（＝商品）を造る能力を失った資本主義的家内労働者にすぎないこと、第二に、このような前貸問屋制部門を「外業部」*Außenstellen* として、これに生産の端初工程乃至は最終工程を行う「集中作業場」*zentralisierte Werkstatt* が有機的に結合していたこと、そして第三に、従って全体として分業に基づく協業の体系が成立しており、これはV・レーニンがロシアにおいて検出したと同じ「分散マニュファクチュア」*dezentralisierte od. zerstreute Manufaktur* であった、という批判である。すなわち、「分散マニユ」↓「機械制大工業」という線で、マルクス批判は反批判さ

れているのである^⑨。

もちろん彼等といえども、この「分散マニユ」が、イギリスの場合にみられたような、農民層の分解を發展契機として、自生的に展開してくる農村のマニユファクチュアとは構造的に異なるばかりでなく、それと機構的にも対立した存在であり、また後の全面的な産業資本形成に異なった規定を与えることを知っている^⑩。しかしながら、その名称は違え、内容規定的には同じであるので、われわれはこれをわが国の通説に従って、「問屋制」——より正しくは、マニユファクチュアと問屋制の絡みあい第二形態——と呼ぶことにするが、ともかくも上述のごとき東ドイツ歴史学界の最近の成果によって、当面する問題、とくに前工場制企業の経営構造と、その工場制移行の実体について、一層明かになったことは疑いえない。従って本稿も、その基本的な素材において、ザクセンに関するフォルベルガーの諸研究にその多くを負っているが、はたしてこうした前工場制企業が、一体どのような国内的・国際的な歴史的条件のもとで、機械制大工業へ移行していったかが問題となろう。

ところで、ここでなぜザクセンの綿織物工業をとりあげ

たかについて説明しておこう。ザクセン、この中部ドイツ最大の領邦は、一七八〇年代にイギリス産業革命が本格的な展開期をむかえるまで、たんにドイツのみならず、スイス及びフランスのアルサス地方と並んで、ヨーロッパにおける綿織物生産の一大中心地であった。^①この地の繊維工業史を詳細に叙述したL・バインは、モスリン *Musseline* やサラサ *Katun* 生産が、ザクセンの「国民的産業」『*nationale Industrie*』であったとのべている。^②そして、この前工場制綿織物工業は、一八世紀の末以来イギリス産業革命の影響を受けて、いち早く紡績機を導入し、機械制大工業に移行することによってドイツ産業革命を告知した。つまり、ドイツにおける産業革命も、他の国と同様、衣料生産部門、とくにその代表である綿織物工業から始まっており、その揺籃の地がここザクセンであった。それ故にザクセン綿織物工業は、一八三四年に「関税同盟」が設立されて、ライン地方の綿織物工業が隆盛に赴くまで、ドイツ産業革命の展開に対して一定の嚮導的な役割を演じている。従ってそれは、ドイツ産業革命の原初的な姿を浮彫にさせるに最も相応しい対象であり、以下、本論において最初に

始まった紡績工程機械化の、しかも端初的展開過程に限って、ザクセン綿織物工業の発展の跡をたどることにする。

① 拙稿「ドイツ産業革命の構造について」『歴史学研究』別冊『現代歴史学の課題』所収)

② 大塚久雄『歐洲經濟史』一五五—六頁、大塚教授はこの個所で、筆者が本稿の冒頭、「要約」で記した趣旨をのべている。

高橋幸八郎「総説」『西洋經濟史講座』Ⅱ所収)五二頁、高橋教授もまた、ここでドイツを含めた後進資本主義国が、西ヨーロッパの技術的成果を接木する形をとって、「上から」の産業革命——商業資本の産業資本への転化——を行った、とのべている。

③ 服部春彦「産業革命期における北部フランス繊維工業」(『史料』四五の四)、遠藤輝明「産業革命論をめぐって——服部・山之内の両氏に答う——」(『歴史学研究』前掲誌)参照。

④ 松田智雄『近代の史的構造』、酒井良彦「ドイツ農村工業の性格」(高橋幸八郎編著『近代資本主義の成立』所収)、諸田実「ドイツ農村工業の展開——ザクセン麻織物業を中心に——」(『商学論集』二九の三)、及び「一七・八世紀西南ドイツの特権コンパニーについて——『農村工業』と『問屋制度』との対抗の焦点——」(『商学論集』三〇の二)、川久保公夫「ドイツ初期資本主義の經濟構造」参照。

⑤ W. Sombart, *Der moderne Kapitalismus* II 2. (1919), Ss. 702ff.

⑨ J. Kulischer, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit II (1958), SS. 162-3. ヲノヤキ (Karl Bucher) 及びヤーン (Georg Jahn) の見解ヨリシヨリ^註 Cf., R. Forberger, “Zur Auseinandersetzung über das Probleme des Übergangs von der Manufaktur zur Fabrik” (Beiträge zur deutschen Wirtschaft- und Sozialgeschichte des 18. und 19. Jahrhunderts. 1962).

⑩ Cf., H. Krüger, Zur Geschichte der Manufakturen und der Manufakturarbeit in Preußen (1958), Cf., R. Forberger, Die Manufaktur in Sachsen vom Ende des 16. bis zum Anfang des 19. Jahrhunderts (1958), et “Zur Wandlung der gewerblichen Betriebsweise Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jh. Der Übergang von der Manufaktur zur Fabrik in Textilgewerbe.” (Probleme der Ökonomie und Politik in den Beziehungen zwischen Ost- und Westeuropa vom 17. Jahrhundert bis zur Gegenwart 1960), et “Zur Aufnahme der Maschinellen Fertigung durch Sächsische Manufaktur, Ein Beitrag zur Geschichte der Fabriken in Sachsen” (Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte, Teil I, 1960), et op. cit., “Zur Auseinandersetzung...”

⑪ Krüger, op. cit., SS. 183ff., cf., “Zurauseinandersetzung ...”

⑫ Forberger, Die Manufaktur, S. 271.

⑬ 大塚久雄「マホニョフアツチャボの経営様式——とくに問屋制との絡みあつたについて——」(『資本主義の成立と発展』所収)

参照。

⑭ Cf., A. König, Die Sächsische Baumwollen-Industrie am Ende des 18. Jahrhunderts und während der Kontinentalsperre (1898).

⑮ Cf., L. Bein, Die Industrie der sächsischen Voigtlandes, Zweiter Teil, Die Textil-Industrie (1888). ベインは非常な熱情を傾けて、ザクセン・ノォークトラント郡の一八八〇年頃までの織維工業史を調べ、詳細な上記の研究を明かにした。これは今日からいへば、前世紀の遺物かもしれないが、彼にとっては言わば同時代史であり、その点で史料的な価値が高い。本稿はそれ故に、ノォネルガーとともにこの著作にも多くを負つてゐる。

第一章 ザクセンにおける前工場制綿織物工業

一 前工場制企業存在形態 それではまずこの一七・

八世紀ザクセンにおける前工場制綿物工業の存在形態を、ノォネルガーに従つて確定しておこう。このことは、その工場制移行を明かにする際においても、是非とも必要である。彼の研究によれば、一九世紀一〇年代に紡績部門における産業革命が本格的に始まるまで、ザクセン綿織物工業の中には、ほぼ次の三つの型の前工場制企業がみいだされた。①ただし、各企業の最初に与えた名称は筆者による。

(1) 特権的問屋制企業第一類型

「サラサ捺染業」・「紡糸工」・「織布工」・「前貸制」

(2) 特権的問屋制企業第二類型

「紡糸工」・「織布工」・「前貸制」

(3) 特権的捺染マニユファクチュア

「サラサ捺染業」

1 特権的問屋制企業第一類型 この形態の企業は、工場制企業のうちでも、最も有力であつたようである。これが特権的と称される理由は、後にもやや詳しく触れるが、設立に際して、一特定商品の生産と流通における独占特権を賦与されていたためである。例えば、一六〇〇年プラウエン市 (Plaue) の市参事会が、同市の「面鈔商人」*Schleierhändler* と呼ばれる「面鈔」*ゼムル*の商人・製造業者に与えた「面鈔条例」*ゼムル*に関して、ある史料は次のごとくのである。

この目的（独占の一大島）のために、面鈔条例の諸規定が役立っており、それは他所の面鈔をその適用範囲において販売することを禁じ、要するに面鈔商業をただプラウエン市民だけで許し、面鈔の織布をただ市民の娘達にのみ許して、農村における

織機の設置を禁じ、そこで紡がれた紡糸をプラウエン市に引渡さなければならぬように命じている。^②

また経営構造については、フォルベルガーが《*Kattundruckerei mit Verlag von Webern und Spinnern*》と表現しているように、最終工程たる染色工程を、特権都市においてマニユ的に集中し、その「外業部」として紡糸工、織布工前貸制を農村及び都市に広汎に拡げている複合形態の企業であつた。勿論、その中には紡糸工かあるいは織布工か、どちらかの前貸部門が欠如する場合もあつたが、いまその内容を具体的にするために第I表を掲げておく。この表においてまず目を惹くことは、就業者が一〇〇〇人を超えるほど、経営規模が大きかつたことである。そして集中作業場には、数十台の捺染台 *Druckisch*—木型を手で押して捺染する台—が置かれ、そこに分業体系に編成された絵書工、型彫工、捺染工等の部分労働者が多数働いていた。従つて、フォルベルガーは前貸部門だけの単純な「問屋制」と區別して、これを「分散マニユ」と呼んでいるが、われわれはこれをわが国の定説通り、特権的問屋制企業と規定しておく。何故ならば、資本の性格においては、集中作業

第I表 特権的問屋制企業第1類の経営内容

所有者 (所在地)	集中作業場		外業部前貸制部門	
	捺染台	労働者	紡糸工	織布工
1574年以後、捺染工 A. Neumeister と Plauen の8人の綿織 物商人 (Plauen)	1780年44台	1811年 395人	435人	790人
			1225人	
		1620人		
B. G. Pflugbeil 後に Pflugbeil u. Komp. 合 資商会 (Chemnitz)	1780年22台 1782年26台 1786年35台 1805年40台	1788年 商業部員、捺染工 絵書工、型彫工 漂泊工、捺染台製作工他	若干の紡糸工 紡糸洗滌工 刷毛工滌工	サラサ織布工
		1200人		

Forberger, Die Manufaktur, Tabellarium SS. 322-3 et, 334-5.

第II表 特権的問屋制第2類型の経営構造

所有者 (所在地)	前貸問屋部門	
	紡糸工	織布工
J. Chr. Böhme (Oederan)	(1786年) 800人	300人
C. Gott. Rubold (Oederan)	(1783年) 200以上	?

Forberger, Die Manufaktur,
Tabellarium SS. 332-3 et, 334-5.

場の就業者数に比較して、前貸制下のそれの方が圧倒的に高く、従って商業資本的機能が優越しており、また生産構造の点からいっても、経過的な工程をなす前貸部門を補完し補強するためにこそ、最終工程が集中されているからである。

2 特権的問屋制企業第二類型 これは、その中心立地を都市におく特権企業である。その経営形態は、フォルベルガーがたんに《Verlag》と表現しているように、第一類型から集中作業場を取去った、いわば単純な問屋制企業である。しかし、この型の

企業は、第一類型よりも一般的でなかった。

3 特権的捺染マニユファクチュア これは、その経営構造を示した第Ⅲ表によっても分る通り、染色（＝捺染）工程だけをマニユ的に編成した集中作業場であり、特権的問

第三表 特権的捺染マニユファクチュアの経営構造

所 有 者 (所在地)	集 中 作 業 場	
	捺 染 台	勞 働 力 構 成
1774年以来商人 Koch 染色工 Neu- mann 1781年商人及 び騎士領所有者 G. Maukisch (Pirna)	1782年 8台	1782年 艶出工 2
	1789年 15台	職 長 1 その他 11
	1810年 52台	子 供 6 捺染工 9 繪書工 5 型彫工 3 合計 37人
1785年以来 Schröter (Belzig)	1786年 10台	1786年 型彫工 2
		捺染工 20 艶出工 3
		繪書工 14 合計 41人 漂白工 1

Forberger, Die Manufaktur, Tabellarium, SS. 336-7 et, 346-7.

屋制企業第一類型の集中作業場より規模はやや小さいが、それとはほぼ同じ性格をもつていたとみてよい。従つて、フォルムルガーはこれを《Katundruckmanufaktur》とも、《Baumwollveredlungmanufaktur》とも表現しているの^③である。立地は都市にあって、営業の独占特権を賦与され

ていた。例えば、一七八五年ツヴィカウ市 (Zwickau) のロント (Christian Samuel Lorentz) に与えられた特許状の一部には、次のように記されている。

独占特権をもつて《cum iure prohibendi》賦与されたこの特権は、爾後一〇年間、次の如きを規定して、慈悲深く与えられたものである。即ち、この期間それ以外の如何なる者も、ツヴィカウ市周辺四マイル以内の地域において、同様の捺染業を設立して、サラサを捺染したり、させたりすることは出来な^④いということ。……

このような製造独占の特権の外に、これらの企業にはまた、しばしば原料に対する間接税、人頭税、労働者の軍役奉仕義務の免除等の特権が与えられているのであり、従つてわれわれがこの企業を、特権的捺染マニユファクチュアと称して決して間違ひではない。

こうしてみれば、われわれが一七・八世紀ザクセンにおいて、典型的な形でみいだす前工場制企業は、イギリスの産業革命前におけるような、農民層の両極分解を契機に急速に上昇してきた小生産者やマニユではなく、絶対王制下イギリス毛織物工業の特権的大織元や、フランスの特権的

マニユファクチュアに似かよつた大特権的企業群である。^⑤

これらの特権的諸企業は、いうまでもなく農村及び都市における、自生的な産業資本形成のある程度の發展を、その存立の前提としつつも、決してその傾向を促進するものではなく、むしろ抑止する性格を保持していた。この目的のために、それらの諸企業は、実はバラバラに孤立して存在していたのではなく、普通は絶対王制の規制立法に支えられつつ、しばしば合補完・連合して特権的独占組合に結集していたのである。ついで、これらの特権的諸企業の性格を一層明瞭にするために、この「初期独占」的な独占組合の内容を瞥見しておこう。

二 特権的独占組合と直接生産者の規制 一七・八世紀ザク

セン綿織物工業の特権的問屋制企業主と、その独占組合の性格を理解するためには、われわれは一七六四年に絶対王制が、全フォークトラント郡 (Vogtland od. Voigland) の綿織物商人・製造業者のために発布した、「綿製品製造規定」《Reglement der Baumwollenwaaren Manufaktur》以下「製造規定」と呼ぶ——を分析することが最も適當であろう。なぜならば、この一七六四年という年は七年戦争が

終り、ザクセン絶対王制が官房主義政策（＝重商主義）に基づいて、領邦内の全経済活動の収斂的掌握を一応達成した年であつたからである。^⑥ 従つて、プラウエン市を拠点とするフォークトラント郡の特権的問屋制企業主達が、彼等の独占組合、「綿製品製造商人組合」《Baumwollenwaaren-manufakturhinderung》——以下「商人製造組合」と呼ぶ——に結集したのも、こうした絶対王制の「初期独占」的政策に基づいていた。^⑦ 幸いにバインがその著作の中に、この「製造規定」の全文を掲載しており、いまはそれによつて当時の特権的問屋制企業主と、彼等の規制・支配を受ける直接生産者の実体に接近してみよう。

「商人製造組合」の組合員になるためには、まず最低五一六〇〇 Thaler (=Thlr.) の財産所有者たること、及び五〇 Thlr. の入会金——登記料六、Thlr. 王国管区、市参事会、組合金庫各六 Thlr. 一六 Groschen——の納入とが、入会資格とされていた（第二条）。当時の織布工の週給が一十二 Thlr. であつたことから考へて、^⑧ この事実だけでも特権的問屋制企業主が、相当富裕であつたことを示している。こうして組合員になつた彼等は、勿論、生産と流通におけ

る独占特権を享受することができた。例えば、非組合員には「定期市」や「歳市」への訪問は許されておらず、もし非組合員が商品の販売を行った場合には、五〇 Thlr.にも及ぶ罰金が課せられた（第七條）。事実、当時のザクセン綿織物工業の流通機構は、世界貿易の中心地とさえいわれたライプチヒ市（Leipzig）の「定期市」Messe一年二回復活祭とミカエル祭に開催される一を基軸にした、遠くロシア、ポーランド、トルコ、イタリアにまで及ぶ遠隔地通商網であり、特権の独占組合員だけが、彼等の販売機構を通じて、この流通網を支配していたのである。いまそうした独占的販売機関をあげれば、例えば一七八〇年ブラウエン市において一人の大商人が設立した「ハウスナー合資商会」《Firma Haussner & Co.》があり、これが他の組合員の製品の委託販売を一手に引受けていた。^⑧ また「製造商人組合」は、共同の業務と財政を行うために、組合総会と組合金庫をもっていたが、同時に市参事会より選出された「管理官」Inspektor による管理を受けるという形で、特権都市ブラウエンの寡頭の都市権力と完全に結合・癒着し、その支持を与えていたのである（第八條）。

ところで、特権的問屋制企業主は組合規制という形で、全体としてその支配下にある直接生産者（紡糸工・織布工・仕上工）に対し、経済外強制を実現するための諸々の規制制度、規制機関を設けていた。このように自由な生産と販売を禁止し、原料の隠匿を予防し、また製品の合規格性と統一性を保障するための制度として、次のようなものがあった。検査・検印制度（Schan u. Stempel）、労働手帳（Arbeitsbuchel）、明細書（Verzeichniss）、解約予告期間、臨検、没収、罰金、投獄等である。また、これらを実現する機関として、「監督官」Vorscher と「指導官」Aufseher とが置かれていた。そのうち「監督官」は、次のような規制・処罰権をもっていた。週に三度の検査・検印業務、直接生産者の仕事場の自由な臨検、未検印品の製造・仕上・販売の禁止と、違反者の処罰、等がそれである（第八條）。また「指導官」は、主として直接生産者に対する技術指導——紡糸法・紡糸洗滌法・織布法等——を行っていた（第八條）。それでは直接生産者は、具体的にどのような組合規制のもとに、どのような形で存在していたのであろうか。

1 「紡糸工」Spinner 「紡糸工」は、主として農村及

び都市の女、子供からなる副業的な家内労働者である。彼等は問屋制企業主乃至はその使用人たる「代理人」Factorから原綿を前貸され、出来上った製品に対して先にのべた検査・検印を受け、そしてそれを専ら特権的独占組合員に引渡さなければならなかった。もしも彼等が、郡内の非組合員に販売した場合五Thlr.の、また郡外のものであれば一〇Thlr.の罰金が課せられた。その他、検査に際して不合格品を出した時には、賃金が支払われなければかりでなく、原料費の保障が要求され、再度これが繰返されたならば、五Thlr.の罰金を受けなければならなかった(第三条)。

2 「織布工」Würker u. Weber つぎに都市及び農村に広く拡散し、紡糸を問屋制企業主から前貸されて、自宅で織布する「織布工」がいる。しかしこれには、試作品の審査に合格し、登記料―農村の場合八Thlr. 二〇 Groschen、都市の場合一Thlr. 一〇 Groschen―を支払って、「製造商人組合」に登録された組合専属の「組合織布工」Würkerと、従来のツンフト、「織布工組合」《Weberinnung》に属しながら、特権的問屋制企業の支配を受けるに至った「ツンフト織布工」Weberの二種類のものであった。とはいえず、

いずれにせよ両者は検査・検印に際して、原料の品質や数量を記入した「労働手帳」を持参し、それと照合して検査を受けなければならなかった。勿論、不合格品に対しては賃金の支払を受けず、原料費の賠償負担義務を負い、場合によっては罰金、投獄の憂き目をみた。また「組合織布工」が、特定の問屋制企業主と契約を結ぶと、今度は一四日間の解約予告期間によって、自由な離職が阻止された。「ツンフト織布工」ですら、非組合員以外の者に製品を自由に販売できず、それに違反した場合には、一〇Thlr.の料金を支払わされたのである。(第五条)

3 「仕上工」Bleicher u. Färber その外に「仕上工」として、「漂白工」Bleicherや「染色工」Färberが存在していたが、彼等もまた同様の規制を受けていた。例えば、彼等は未検印品や、また明細書―商品主、管理官の署名のもとに、品物の品質・数量が記入されている―と一致しない製品の仕上を、絶対にしないよう宣誓しており、これを破った場合には、五一―一〇Thlr.の罰金を受けている(第六条)。

こうしてみると、一七世紀中葉ザクセン綿織物工業の特権的問屋制企業群による組合規制は、極めて広汎で厳格な

ものであったことが窺えるであろう。その原因のうちで基本的なことは、封建的危機の一表現であった一六世紀初頭の農民戦争が敗北してのち、ザクセンにおいても封建反動が強まり、それによって農民層の分解と自生的産業資本形成の傾向が抑止され、逆に前期的商業の存立基盤が強まったためであった^⑩。その後一八世紀の末期にいたるまで、ザクセン綿織物工業は発展を遂げてゆき、その間つねに特権的問屋制企業と、農村のそれを中心とした直接生産者の對抗関係も拡大してゆくが、しかし最後まで、後者に対する前者の圧倒という傾向（ドイツの性格ノ）に終始するのは、一つはその遠因をこの特権的独占組合の組合規制の強さの中に探ることができよう。

三 前工場制綿織物工業の発展 さて、ここで一八・九世紀の交に至って、「危機」の時期を迎えるまでの、前工場制綿織物工業の発展の姿を、一応数量的に確認しておきたい。バインは、フォークトラント郡に關して、概括的ではあるがそうした数字をあげており、それによると一七七四年、「織布工」約二〇〇〇人、「紡糸工」約八〇〇〇人であったのに対して、一七八六・七年には「織布工」約八〇〇〇

第IV表 前工場制企業の年代別設立件数

年代	特権的問屋制企業第1類型	特権的捺染マニヤ	合計
1750—59	1	—	1
60—69	2	1	3
70—79	2	6	8
80—89	2	6	8
90—99	2	13	15
1800—09	3	2	5
10—19	1	6	7
20—29		1	1
合計	13	35	48

Forberger, Die Manufaktur, Tabellarium

人、「紡糸工」約一万八〇〇〇人と急激に増加している。この数こそ、綿織物工業をザクセンの「国民的産業」とする基礎であった。従つてそれに対応して、特権的問屋制企業主の数も、その間五二人から一七二一—一八〇人に増大している。また、全ザクセンに關する前工場制企業の増加状態は、フォルベルガーの作成した表からも判別しうる。第IV表は、筆者が現在までに判明した限りのものを、それから整理した前工場制企業の年代別設立件数である。これによつても、やはり前工場制綿織物工業の発展が、一八世紀の六〇年代から始まり、一八世紀九〇年代にいたるまで継続していることが、はっきりと理

第V表 フォークトランド郡の
綿織物生産量 (Stuck)

年代	モスリン	捺染サラサ
1765—69	169,229	—
1770—74	229,308	5,124
1775—79	271,778	13,954
1780—84	508,175	11,734
1785—89	828,334	27,431
1790—94	827,158	44,950
1795—99	912,103	20,859
1800—04	618,384	7,117
1805—09	395,154	6,712

Bein, Die Industrie,
Anhang II.

ラサの場
合も、多
少の偏差
はあれほ
ぼ同様で
あった。
この生産
量増減の

解できるであろう。フォルベルガーは、前工場制綿織物業の発展の端初を、七年戦争（一七五六—六三年）の終結時に求め、またバインは、その「本来的繁栄期」《*eigentliche Glanzperiode*》の開始期を、八〇年代に求めているが、そのことはこの表と完全に一致している。

それでは、このような生産機構の発展は、その生産量にいかにか反映していたであろうか。第V表は、一七六五年以来のフォークトランド郡におけるモスリン、及び捺染サラサの生産量を示している。これによれば、モスリンの生産量は、一八世紀八〇年代から急増し、九五—九九年の間に絶頂に達し、その後一九世紀に入って減少している。捺染サ

波こそ、またザクセンにおける特権的問屋制企業を基軸とした前工場制企業の発展と、その衰退を正確に反映しているといえないだろうか。一八・九世紀の交に始まるザクセン前工場制綿織物工業の「危機」は、この生産量の激減の中に示されており、われわれは次章において、その実体の考察に歩を進めたい。

① Cf. Forberger, Die Manufaktur, Tabellarium, SS. 306 ff.

② Ibid., S. 171.

③ Forberger, "Zur Wandlung..." S. 134, et. "Zur Auseinandersetzung..." S. 186.

④ Forberger, Die Manufaktur, S. 23.

⑤ 大塚久雄『近代欧洲経済史序説』(上—二)、高橋幸八郎『市民革命の構造』参照。

⑥ Forberger, Die Manufaktur, SS. 72 ff. et. 236 ff. ドイツにおける領邦絶対王制の経済政策は、その矮小化した政治形態に相応しく、擬似重商主義政策・「官房主義」という姿をとっていた。それでも、これがいわば重商主義のドイツ的形態であったことも事実である。ザクセンにおいてこのような政策が本格的に始まるのは、一七〇三年アウグスト強大侯 (August der Starke) 治下におよび、「商業委員会」《*Kommersdeputation*》が設置されて以後のことである。この機関は、一七三三—三四年に内閣直屬機関、「商業庁」《*Kommerkollegium*》に改組

され、さらにこれは一七六四年には、「ザクセン選帝侯領邦・
経済・製造業・商業委員会」《Kurfl. Sachs. Landes-Oekono-
mie-Manufaktur-Kommerzien-Deputation》と「選帝侯補助
金庫」《Churfürstliche Prämiën-Casse》に拡充・発展を遂
げた。かくて、両機関はその主要な業務として、ザクセンにお
ける特権の賦与、ソフト定款の認承、定期市や輸出入の管理、
及び特定産業に対する「補助金」や「貸付金」等による財政的
援助等を行った。

⑦ Bein, op. cit., S. 71.

⑧ *ibid.*, SS. 536 ff. cf. "Rünftes Reglementment der Baum-
wollenwaren Manufaktur vom Jahre 1755/1764."

⑨ *ibid.*, S. 109.

⑩ *ibid.*, SS. 89-91. 従って、原料である綿花は、マケドニアや
スミルナからオーストリア、ペーメンを通過して、後には西イ
ンド諸島から輸入され、また製品は、ドイツの各領邦の外に、
ロシア、ポーランド、トルコ、フランス、スペイン、イタリア
へ輸出された。

⑪ *ibid.*, S. 88.

⑫ 松尾展成「封建的危機の経済的基礎——ザクセンのばあい
——」(『西洋経済史講座』Ⅱ所収)、拙稿「ドイツ農民戦争の
性格について——中部ドイツを中心に——」(『西洋史学』四四)

⑬ Bein, op. cit., S. 108.

⑭ *ibid.*, S. 87.

第二章 一八・九世紀の交における

前工場制綿織物業の「危機」

一 危機の性格 一八世紀の終末に近づくにつれて、さし
も繁栄を誇ったザクセン綿織物業は、突如「危機」の段階
に陥っていった。この「危機」は、一八〇六年の大陸封鎖
の開始まで続く。従って、この段階から徐々に試みられつ
つも、組織的には一九世紀の一〇年代に始まる前工場制企
業への機械(＝紡績機)の導入は、実はこの「危機」に対す
るザクセン綿織物業の対応・克服の手段であった。それ
故に、ザクセンにおけるこの産業革命の開始の局面を適確
に把握するためには、ぜひともまずこの「危機」の様相を理
解しておかなければならない。

この「危機」を惹きおこした要因は、さしあたり大別し
て、内外二つの要因に帰すことができる。そのうち内的要
因とは、特権的問屋制企業とその独占組合を、内部におい
て下から動揺させる農民層の分解と絡まりあった、農村工
業の小ブルジョアのブルジョアの発展の進行である。す
なわち、そもそも特権的問屋制企業そのものが、すでに一

定度のそうした自生的産業資本形成の中に、その存立基盤をもつていたのであるから、この矛盾（特権的問屋制企業）対「農村工業」は、つねに初期資本主義時代を通じて存在し続けるのであり、条件によってどちらかが優位に立つ。

とくに絶対王制末期においては、どの国においても特権的問屋制企業を脅す農村工業の発展がみられるのであり、ザクセンもまた例外ではなかった。ただし、この地におけるその傾向は、つねにそれが一定限度にとどまったことに、その特徴をみいだす。

第二の要因は、外的要因であるが、これはここでは主として、大量で、廉価なイギリス綿製品の流入のことをさしている。というのは、この段階はイギリスにおいて産業革命が、急速なテンポで進行していった時期であり、従ってその機械製綿布・綿糸が、ザクセンにも怒濤のごとく流入し、それがこの地の生産力的にも、経営形態的にも遅れた綿織物工業に、壊滅的な影響を与えたためであった。つまり筆者が、「歴史学研究」の前掲論文で、「内因に転化した外因」と呼んで、ドイツにおける産業革命開始の動因として強調したものである。だから後に展開することは、後進資

本主義国にとつての「外因」の把え方、その歴史理論への導入の仕方についての一つの試みになっている。

二 内的要因 まず内的要因からみてゆこう。一六世紀初

頭の封建的危機を脱した後のザクセンにおける農業構造は、古くはF・J・ハウンが、また後には中部ドイツ農制の権威F・リェトゲが、そして最近ではP・シュトルツがともに指摘している通り、「グーツ経営」Gutswirtschaft的な方向で展開していった。^① 勿論エルベ河をはさんで、東、

二村一騎士領、一騎士領平均五〇〇ヘクタール、西、六村一騎士領、一騎士領平均一〇〇ヘクタールといった強度の差は存在した。^② しかし、このことから逆に、主として綿織物工業の中心地となった西部においてすら、封建的土地所有が強固であったことが分る。それはまた、ザクセンにおいてもK・ブラッシュケが実証したような広汎な「農民追放」——一七五〇年頃までに、確実な場合で全農民保有地の三%、おそらくは四—五%に及ぶ^③が行われたことや、R・ブットケが調べあげたように、「ゲジンデ強制奉仕会」《Ordnung des Gesindezwangdienst》が、幾度も一五三〇年、一六五一年、一六六一年、一七三五年、一七六九年—再編・強化されている

第Ⅵ表 Oschatz 管区17ヶ村の農民層分解

	1571年			1788年		
	Hufner	Gärtner	Häusler	Hufner	Gärtner	Häusler
Schmannewitz	32	—	8	—	27	19
Klein-Böhlä	13	2	—	8	8	1
Gross-Böhlä	21	1	—	10	14	4
Zausswitz	42	—	1	9	25	7
Kleinrügeln	11	—	4	3	10	10
Oppitzsh	5	—	—	3	2	6
Görzig	16	—	3	4	9	11
Merkwitz	42	7	—	18	22	2
Reussn	10	2	—	4	6	3
Forberg	3	—	—	3	—	—
Collum	22	—	8	3	18	12
Frauwalde	6	1	—	2	3	2
Altoschatz	—	—	12	—	—	20
Thalheim	21	1	2	13	12	1
Lonnewitz	22	1	—	12	14	11
Ganzig	37	2	—	7	15	4
Leuben	1	—	6	—	11	12
合計	304	17	44	99	196	125
%	83.2	4.7	12.1	23.5	46.6	24.9

O. Höttsch, Die Wirtschaftliche u. Soziale Griederung S. 36, et, 103.

極めてはつきりと、「農民層内部における一層深化しつつある分解過程」《weitfortgeschrittener Differenzierungsprozess innerhalb der Bauernschaft》と規定し、領主経営の「プロシヤ型」資本主義化に対立する、農民層の「アメリカ型」進化の途が、一定程度存在したことを指摘している^⑥。しかしこの分解も、前表

事実からも明らかである^④。にもかかわらず、農民層はこの強固な領主経営の重圧に抗して、一定程度の小商品生産を行いつつ分解を遂げていった。われわれは、O・ヘッチェの

示してくれた統計から、その状態を窺うことができる^⑤。第Ⅵ表がそれであるが、これはオシヤツ管区(Oschatz)一七ヶ村における、一六世紀末から一八世紀末にいたるほぼ二〇〇年間の、農民の土地保有状態の推移を明かにしている。これによって、われわれはこの期間に、耕地を所有する《Hufner》層が減少して、菜園地のみをもつか、あるいはそれすらもっていない《Gärtner》や《Häusler》層が著しく増大していったことを明瞭にすることができる。シュトルツは、このような状態を

だからからは断言できないが、どうも上層農民への土地集積をあまり伴わない下方的分解の性格が強い。^①

だが、こうした農民層の分解は、特権都市的流通機構に對立する、農民的小商品生産→流通の一定度の成立の結果である以上、当然ある程度の農村工業の自立・ブルジョア化を随伴せずにはおかなかつた。いま問題としてゐる綿織物工業に即していえば、例えばその過程は、フォークトラント郡の「組合織布工」数が、一七八六・八八年に約四五〇〇人であつたのが、一八〇五年には約八〇〇〇人に増大してゐることに反映してゐる。^②

それでは、農村綿織物業の独占規制に対する自立度は、どれほどのものであつたらうか。それを幾分かも測定しうるものとして、おそらくこうした農村綿織物生産→流通の頂点に立ち、その一結節点になつたと思われるサラサ捺染マニェがあつた。それは、ドレスデン市 (Dresden) 近郊クライシャウ村 (Kreischau) に一七八七年に設立されたモスベック (Franz Mosbeck) 所有のマニェであり、一八〇〇年当時五〇人の労働者を雇傭し、一八〇二年捺染台一七台を所有するまでに発展をみてゐる。^③ その結果これ

は、ピルナ市 (Pirna) の商人マウキッシェ (Christian Gottlob Maukisch) 所有の特権的捺染マニェの独占特権を侵害し、それと熾烈な闘争を演じており、フォルベルガーも、彼の著作の「都市と農村の對立」の項において、この興味あるエピソードをとくに取あげてゐる。^④ ところで、特権的商人マウキッシェは、当然その特権の侵害を選帝侯に訴えることになつたが、彼が一七九二年に提出した訴状には、この問題の農村捺染マニェが、相当に強力なものであつたことが生々しく語られており、次に煩を厭わずそれを引用してみよう。

……何故ならば、モスベックの仕事場 Fabrike は、ある村にあって、私や他の者の様に間接税を負担する都市には存在してゐないがために、従つてモスベックは、彼の染色業に、必要な染料、木材、その他必要とされる総てのものに對して、間接税及び、その他の貢租なしに、入手出来るがために、従つてまた、生計に必要な総てのものを、農村においてより安く入手出来、それ故に、都市におけるよりも、少ない賃金で、捺染業に雇わたる労働者を働かすことが出来るがために、次の事實は極めて容易にご理解戴けるでしょう。即ち、モスベックは、彼の製品 Fabricata を、都市にある仕事場よりも、一層廉價に販売でき、ま

た譬えその製品の品質や美しさが、さしたることはなくても、なお少くともその、値段の安さ、その方、あまり通じていない、一群の、商人を惹きつける、ということがあります。これについては既に総べての領邦内の仕事場と、特にケムニッツ市からドレスデン市迄きて、ドレスデン市の歳市に關係している綿織物商人 Cotton-Handler 達が、公然たる訴をなし、しばしば次の如く述べております。即ち、彼等は、もはや、ドレスデン市の歳市を訪れるつもりさえ失つてしまつて、……(傍点は大島)

ここには、モスベックのマニユが、間接税負担の免除からくる原料費や労賃の安さという立地条件に恵まれて、大規模な生産を行い、多くの商人を同村に誘致し、一時的にドレスデン市の歳市と、それを結ぶ特権市場圏をも攪乱・動搖させていたことが明瞭に示されている。しかし、絶対王制は一八〇三年にこれに対して一〇〇〇 THER の損害賠償と間接税負担を命ずることにより、その王殺に加担したのであった。それでも、最後に潰え去つたとはいへ、このようなマニユに示される農村綿織物工業の自立・ブルジョア的な発展は、疑いもなく特権的問屋制企業とその独占組

合の「危機」を、一定の範囲において内から深化させるものであった。

三 外的要因 つぎに外的要因、一八世紀九〇年代に始まる、遅れたザクセン綿織物工業に対するイギリス産業革命の壊滅的な影響について説明しよう。この現象を惹起させた物質的な主体は、いうまでもなく極めて大量で、廉価なイギリス綿製品の流入である。イギリス綿製品の流入そのものは、すでに一八世紀の七〇年代から始まつていたが、それはこの段階ではいまだザクセン綿織物工業への脅威とはならず、かえつて品種や技術の改良といつた良好な刺激を与えるにとどまつていた。^⑩しかし、このイギリス綿製品との競争は、九〇年代に入つて、とくにその後半において著しく強まる。イギリスを視察して帰国したザクセンの特権的問屋制企業主バウムゲルテル (Baumgertel) が、一七九一年にライプテヒ定期市の管理委員会に対して行つた報告には、すでにその脅威について次のようにのべられていた。

総じて、近年英国においては、機械制紡績業における信じられないほどの進歩が起つており、なおまたこの紡績業を幾倍にも安あがりにさせるために、彼の地の富裕な工場経営者によって

設立されつつある最新の施設は、まもなく英国のマニユファクチュアが、その紡糸の量と質及び値段の安さの点で、同じ作用を行う機械的補助手段を欠如している他のマニユファクチュアを、いたく衰退せしめるであろうことを充分な理由によって警告させる価値を持つほど大規模であり、かつその様な性格を所有している。今や既にスイスのモスリン・マニユファクチュアは、英国の圧倒的な競争を感じ始めており、まもなく、それはこの競争に耐え得なくなるであろう。同じ運命は、フォークトランド郡のモスリン・マニユファクチュアにも、若し英国と同様の紡績機を獲得するのに成功しなければ、かならず待ちうけている。^⑭

ここに予言的にのべられていることは、その後九〇年代の後半になって、事実となった。一七九六年のライブチヒ定期市報告 *Messbericht* は、イギリス綿製品の滔々たる流入に対して、その驚愕の有様を次のように記している。

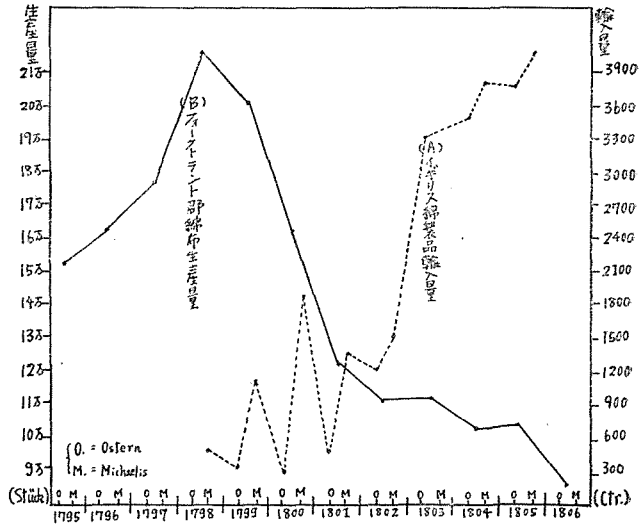
あらゆる種類の英国製良質モスリン及び、英国製綿製品一般のうちから、今回は驚くべき量が定期市にもたらされた。主にマントチェスターの商人ハンフリー (Humphrey) が、そのために驚くべき大きな倉庫をここに持っており、安価に販売した。^⑮

引用文にみられるようなイギリス商人は、一七九二年に

は三〇人であったが、一八〇〇年には七〇人、一八〇八年には八六人と増大し、彼等は通常一年期限の信用販売や投売等によって、綿製品を大量に売捌いている。^⑯ 事実、当時のライブチヒ定期市を基軸とする中部ヨーロッパの遠隔地通商網は、伝統的に「自由貿易」を建前としていたから、イギリス製品は自由貿易港ハンブルクを経由して、A・ケーニヒの表現を借れば、「雪崩の如くに」*lawinenartig* ザクセンに流入したのであった。この傾向は、一八〇〇年三月プロイセン政府が自国の産業保護のために、領内フランクフルト・アム・オーダー市 (Frankfurt am Oder) の定期市で、イギリス製品の取引を禁じたこと、また今一つは、一八〇二年二月のリネヴィルの和約によって、ナポレオンがライン地方に進駐し、フランクフルト・アム・マイン市 (Frankfurt am Main) の定期市に圧力を加えたことにより一層強まった。グラフのA線は、当時のイギリス綿製品の輸入量を示したものであるが、これは上記の事実を間違なく物語っている。^⑰

その上、輸入された綿製品 (綿布) の価格は、著しく低廉であった。一七九八年のミカエル祭の定期市では、イギ

グラフ イギリス綿製品輸入量とザクセン・フォークランド郡モスリン生産量の相関関係



リス綿布の方がザクセンのものよりも一八―二五%安く、また一七九九年には、その差はさらに四〇―六〇%にまで開いていたといわれる。一九世紀に入ってからも、その状態は変わらない。一八〇二年の定期市報告は、次のようにそ

れを供述している。

ブラウエン市の間屋制企業主は、この定期市において、スコットランド産中質モスリンが一〇―一五%、同良質乃至中上質のものが二五―三〇%、この地のものよりも安く買えることをまざまざと知った。^⑩

安価で大量なこうしたイギリス綿布の流入は、必然的にザクセン綿織物工業の内外の市場を著しく混乱させ、また狭隘にさせた。例えば、フォークトランド郡の綿布(モスリン)生産量は、前掲グラフのB線が示しているように、一七八八年頃から急転直下減少を始めている。生産量と輸入量の重量単位が異つているため、グラフは完全ではないが、それでも両者の大雑把な逆比例的な相関関係だけははっきりと理解できよう。事実、当時多数の経営において、賃金の引下げや織布工の失職等が、一般的であつたばかりでなく、一八〇四年には大特権の間屋制企業、バウムゲルテルの経営や、先に触れた特権の大商会ハウスナー合資商會が、破産し没落していった。^⑪ バインは、こうしてイギリス産業革命の影響を蒙つて、ザクセンの前工場制綿織物工業が、次々と生産構造の破綻を露呈していったこの時代を特徴づけて、

その「疾風怒濤時代」《Sturm-und Drangperiode》と表現しているのである。

このようなイギリス綿布（『完成品』）が及ぼした一般的な「危機」の外に、われわれはイギリス綿糸（『半製品』）が、ザクセン綿織物工業に対して与えた同様ではあるが、やや趣を異にした作用に注目しなければならない。産業革命の結果、機械製綿糸がイギリスにおいて大量に輸出可能となったのは、一八八〇年以後であった。その生産力的基礎の高度化は、たちまち一〇〇番手以上の細手綿糸の価格を、ザクセンのものに較べて、ポンドあたり二一三 Reichsthaler (=Rehr) も引下げることになり、一八世紀末には多量の高番手綿糸が、ザクセンに流入する結果を生んだ。^④ 例えばそれは、一七九二年五〇三八 Pfund (=Pfd.)、一八九四年四万八四〇〇 Pfd.、一七九七年二二万二九六 Pfd.、一七九八年一八万四八四四 Pfd. と急増している。その量は、一七九四年の全フォークトランド郡のモスリン生産量一三万四四五八 Stück 中、三万六五〇〇 Stück の生産、すなわち四分の一強をまかなう量に達しており、年間流出貨幣価値一九万三〇〇〇 Thlr. に及んだといわれている。従ってこれは、

いまや問屋制企業の支配下にあつて、生産手段として「紡車」Spinnrad しかもつていない「紡糸工」を、低番手綿糸を生産するものを除いて、基本的に一掃する作用をもつていた。この点において、綿糸は綿布とほぼ同様の作用をしたといえる。しかし、安価なイギリス綿糸の大量流入という現象は、逆にザクセンにおける特権的問屋制企業が、原料面ではイギリス機械制紡績業に大きく従属しつつも、この綿糸を採用することによって、自己の存立を維持していることを物語っている。すなわち、イギリス綿糸は、ザクセンにおける織布工の低賃金（世界的に有名）という条件のもとで、部分的に当地の問屋制企業の存立維持という作用も及ぼしたのである。従つてそれ故にこそ、一八〇六年「大陸制度」の確立とともに、イギリス綿糸の輸入が杜絶した時、ザクセンの前工場制綿織物企業は、自から紡績機械を据えつけなければならない必然性があつた。こうして、ザクセンにおける特権的問屋制企業は、組織的に紡績機械の導入を行つて、ドイツ産業革命を告知するのである。いま、これをしてそうせしめた基本的な動因として、国内における自生的な産業資本形成の圧力とともに、どうして

もイギリス資本主義そのものの圧力を考えないわけにはいかない。これは、ドイツのような後進資本主義国においては、イギリスにおいてその自生的産業資本形成の圧力が、その間屋制企業の産業資本への転化に対してもったと同様の力を發揮した。だからそれは、ドイツにとってたんなる外から技術を導入する外的な条件が存在していたという以上の意味があった。獲得されうるものは、獲得しなければならぬ時に、初めて獲得される。従って、筆者はこれを「純粹な外因」と區別して、「内因に転化した外因」として、ドイツにおける前工場制企業の工場制移行を強制するものとして重視してゐるのである。

① Cf. F. J. Haun, *Bauern und Gutsherr in Kursachsen* Schilderung der Ländlichen Wirtschaft und Verfassung in 16. 17. und 18. Jahrhundert (1892), F. Lüttge, Die mitteleuropäische Grundherrschaft und ihre Auflösung, 2. Aufl. (1957), S. 294. カウツェンハムは「……中部ヨーロッパの大規模なマンヌマンネン結合」の典型である。 Cf., P. Stulz/A. Opitz, Volksbewegungen in Kursachsen zur Zeit der Französischen Revolution (1956).

② *Ibid.*, S. 14 et 21.

③ Cf. K. Blaschke, *Das Bauernlegen in Sachsen* (V. S. W. G. Bd. 42).

④ Cf., R. Wuttke, *Gesindeordnung und Gesindezwangsdienst* (1893).

⑤ O. Hüttsch, *Die wirtschaftliche und soziale Gliederung vornehmlich der ländlichen Bevölkerung im Meißnisch-Erzgebirg*, *Kreise Kursachsen* (1900), S. 36 et 103.

⑥ P. Stulz, *op. cit.*, S. 29, 31 et 65. シタマルムは「一七九〇年ザクセンにおいてマンヌ革命の余波を受けて起つた大農民一揆の経済的原因を「この領主層と農民層のブルジョワ的進化の対立に求め得る。とくに「この一揆の発生地となつたロヤツチ (Lommatzsch) 地区におらば、「比較的富裕な大農」の比率が高かつたといわれている。しかし一揆は敗化し、社会的関係においては、領主側に有利に歸結した。

⑦ 松田智雄編『近代社会の形成』一五八頁。松田教授は、「東ドイツにおける農民層分解の特殊性」として、それを「農民層の『下層的分解』と規定してゐる。

⑧ *Beim, op. cit.* S. 207.

⑨ Forberger, *Die Mannfaktur*, SS. 350-1.

⑩ *Ibid.*, SS. 267-9.

⑪ Cf., A. König, *Die Sächsische Baumwollen-Industrie am Ende des 18. Jahrhunderts und während der Kontinentalsperre* (1898).

⑫ *Ibid.*, S. 3.

⑬ *Ibid.*, S. 13.

⑭ Bein, op. cit., S. 121, 130 et 131.

⑮ Köning, op. cit., SS. 26-33.

⑯ *ibid.*, SS. 27-8. A線の基礎になつた統計は左の通り。

年 代	数 量
1798 Mich.	500以上
1799 Ost.	345
1800 Mich.	1183 ½
1800 Ost.	804 ¾
1801 Mich.	1971 ¾
1801 Ost.	445 ½
1802 Mich.	1378 ½
1802 Ost.	1248 ¾
1803 Mich.	1519 ¾
1803 Ost.	3317 ½
1804 Mich.	?
1804 Ost.	3582 ½
1805 Mich.	3825
1805 Ost.	3812 ¾
1805 Mich.	4128

⑰ *ibid.*, S. 15.

⑱ Cf. Bein, op. cit., Anhang IIa. B線の基礎になつた統計は左の通り。

Vogtland 地域
モスリン生産量
(Stück)

年 代	数 量
1796	163,575
1797	177,817
1798	215,736
1799	201,442
1800	151,942
1801	125,251
1802	115,940
1803	119,074
1804	106,177
1805	106,158
1806	88,470

⑲ Bein, op. cit., S. 125.

⑳ *ibid.*, S. 218.

㉑ *ibid.*, S. 124. 六〇—一〇〇番手のものは、未だイギリス産のものがない、ホンドあたり一 Rühr. 二 Groschen——一 Rühr.

二二 Groschen ほど高かった。

㉒ *ibid.*, S. 121 et 131.

第三章 ザクセン綿織物工業における産業

革命の開始

一 産業革命の内容規定 われわれは前章で、一八世紀と一九世紀の交の時期に、ザクセンにおける前工場制綿織物企業が、深刻な「危機」に陥つていたことについてみてきた。従つてここでやっと、この「危機」に対する対応・克服の手段として綿織物工業への機械の導入、産業革命の開始についてたち入る時点にきたのである。一般に産業革命は、どの国においても、基本的には「第Ⅱ部門」に含めて考えられている衣料生産部門から、とくにまたその代表である綿織物工業から始まるのであるが、ここザクセンでも綿織物工業は、他部門に先駆けて一八世紀の末期以来漸次に始まつており、産業革命の端初の姿態を明かにできる対象となつてゐる。

ところで、一特定部門における産業革命の複雑で錯綜した展開過程にたち入るためには、やはりある程度の分析方向を予め明かにしておくとともに、対象を限定しておく必要がある。まず産業革命の内容についていえば、この場合、

一 特定部門の労働過程において、その労働手段が道具にかわって、「道具機」または「作業機」、「発動機」、「伝力機構」の総体からなる自動的機械体系が成立することを指している。^①これによつて労働過程は、マニユ、的な道具を使用する部分労働者の主体的な分業編成から、高度の労働生産性をもつた巨大な機械体系に、労働力が従属する客観的な労働過程へと編成替えられ、資本は高い相対的剰余価値生産を実現するのである。^②これは、歴史範疇としてのマニユファクチュアが工場経営となり、かくして産業資本が本格的に確立したことを意味している。従つて、われわれはここで、この工場の体駆をなす機械体系が、どのようにしてザクセン綿織物工業の中で成立していったかを、基本的な分析方向として据えることができるであろう。

とはいえ、綿織物工業の産業革命といつても、前工場制企業である綿織物問屋制企業が、紡糸（＝紡績）、織布、仕上（＝漂泊・染色）等の各工程を包摂している以上、それはいずれの各工程それぞれの機械化の局面を含むことになる。すなわち、これらの各工程は社会的分業によつて独立しているとはいへ、一つの全体的過程の諸段階として絡みあつ

て存在しているために、ある工程の機械化は必然的に他の工程の機械化を惹き起さざるをえないかである。ザクセンにおけるこの産業革命の波及過程は、ほぼ紡糸工程が一九世紀初頭に、染色（＝捺染）工程が二〇年代に、そして織布工程が四〇年代に始まるといった様相を示していた。それ故に、われわれは産業革命の端初過程をしるために、なによりもまず分析の対象を、最初に始まる紡績工程にむけねばならない。従つて、他の工程の産業革命と、それらを含めた全体における紡績工程機械化の位置づけは、別の機会に譲ることにしたい。

二 紡績業における機械制大工業化の開始 機械体系の成立に対して最初の契機となるものは、道具を補助手段としていままで主として人間の手が行つていた労働を、逆に人間の手を補助手段として行う「作業機」の出現である。^③ザクセン紡績業における最初の「作業機」は、イギリスの場合と同様、「ジェニー紡績機」であった。これは、一七八五年にランゲンザルツァ市 (Langensalza) の問屋制企業主グラーザー兄弟 (Gebr. Gräser)、及びケムニツ市の商人ブーゲンハーゲン (Bogenhausen) によつて初めて導入された。

第Ⅳ表 ザクセンにおける Jenny 紡績機の増加
M.=Michaelis O.=Ostern

	Langensalza	Mittweida とその周辺	Chemnitz とその周辺	合 計
1785 M.	3	—	—	3
1786 M.	3	4	2	9
1789 M.	3	16—18	4	23—25
1790 M.	3	50以上	4	57以上
1991 M.	3	80+α	4	87+α
1792 M.	3	90+α	4	97+α
1793 M.	3	100以上	4	107以上
1794 M.	3	約50	60	約213
1795 M.	3	160	90	253
1796 M.	3	200以上	約250	約450
1797 M.	3	290—300	600以上	903以上
1798 O.	3	1500以上		1503以上
1800 M.	3	2000以上		2003以上

Forberger, Die Manufaktur in Sachsen, S. 288.

そしてその後、これは一八世紀の終末に至るまで、第Ⅳ表のごとく、主としてケムニツ市、ミットヴァイダ市(Mittweida)とその周辺に普及していったのであった。^④この一七八五年から一八〇〇年にいたる時期が、先にのべた「危機」が急速に深まる時期と一致していることに注目

すべきである。つまり、この期間にザクセンにおける前工場制企業は、イギリスの廉価な綿糸と競争するために、必死になつて「ジェニー紡績機」を導入し設置したわけである。確にこのジェニーは、これまでの「紡車」に較べれば、その生産力を一八倍にも高める「道具機」であり、従つて部分的な現象として、各地に十数台から数十台を集中した工場経営の設立もみられた。^⑤しかしこの簡易な作業機は、いまだ個別的には問屋制企業下の家内労働の仕事場に適合する性格を残していたため、問屋制企業形態そのものを最終的に揚棄するに至らず、むしろその基礎を強めさせた。マルクスは次のようにいつている。「単独な作業機が協業またはマニユファクチュアに代位するかぎりでは、この作業機そのものが再び手工業的経営の基礎となりうる。だが機械装置にもとづく手工業のかかる再生産は工場経営への過渡をなすにすぎないのであつて、工場経営なるものは、概していえば、機械的動力——蒸気または水——が機械の運転において人間の筋肉にとつてかわるや否や何時でも現われるのである。」^⑥と。ジェニーはまさに工場経営への過渡的な段階をなすものであり、従つて引用文の後半にみら

れるような本格的な工場経営は、水または畜力、後には蒸気機関を「発動機」とした「作業機」、「ミュール紡績機」の導入によってはじめて可能となったのである。

この生産力を二〇〇倍にも高めた「ミュール紡績機」を最初に導入したものは、一七九八年にケムニツ市近郊ヴェルシュニツ村 (Wurschitz) に、イギリス人紡糸親方エヴァンス (Evans) と、同機械製造工ワトソン (Watson) の協力をえて、ザクセンにおける最初のミュール設置工場一八〇〇年五月六二〇鍾を設立した商人ベルンハルト (Bernhard) であった。その際絶対主義政府は、この企業に対して一〇年間の独占及び間接税免除特権と、前後二回三万 Rthlr. 一八〇〇年、一八〇四年各一万五〇〇〇 Rthlr. に達する貸付金、及びとくに前記エヴァンスに年額五〇〇 Rthlr. の年金を五年間与えた。また一年後の一八〇〇年には、「綿製品製造商人」ヴェーラー (Wöller) が、イギリス機械製造工ウイットフィールド (Whitefield) の援助をえて、ケムニツ市に紡績工場一八〇〇年六月四三二鍾を設立した。この場合も政府は、同様の特権と、一八〇一年に一万五〇〇〇 Rthlr. の貸付金、及びウイットフィール

ドに年金一〇〇〇 Rthlr. を支給している。^⑥ こうした例から、われわれはザクセンにおける最初の機械制紡績業の設立が、时期的にいつてまさにかの「危機」の絶頂期においてなされたことに、とくに留意しておくべきである。またそれとともに、機械制紡績業の設置に際して、決して機械そのものがイギリスから輸入されたのではなく、その技術乃至はそれを体得した技術者の誘致が行われたにすぎないこと、及び絶対王制は機械制大工業の発展に対しても、「初期独占」下におけると同様、特権の付与と財政的援助を行っていたこと、等はザクセン綿織物工業の産業革命の一大特色といわなければならない。^⑦ こうして、紡績業における産業革命は、前章でのべた理由によって、一八〇六一四年の大陸封鎖期に進捗し、ここザクセンの地に、機械制紡績業は定着していったのであった。

三 機械制紡績業の推進主体 それでは、このようにミュールを導入し、紡績業における機械制大工業化の推進主体になったのは、どのような階層であったか。その中核となったものが、特権的問屋制企業とくにその第一類型であったことは、フォルベルガーの作成になる三つの表によって、

第Ⅷ表 前工場制企業の機械制紡績業の採用・設置

企業の性格	設立年代	設立者	工場制移行時の所有者	所在地	工場制移行年代	機械数	機
特権的問屋制 企業第1類型 「サラサ捺染業」 +	(1) 1771	B. J. Pflugbeil	Pflugbeil & Komp 商會	Chemnitz	1814?	(1814年) Ost. 6000 (1814年) Mich. 6044	?
	(2) 1794	商人 B. C. Riese (Bodemer 企業の 出資者)	宮廷代理 Levy	H. L. Grimma	1811	(1812年) Mich. 2688	?
+	(3) 1802	C. G. Becker (Kreisig & Comp. 商會番頭) 織布工・サラサ商人 Schurap	Becker & Schurap 商會	Chemnitz	1810—11	(1810年) Ost. 720 (1812年) Ost. 3708 (1814年) Ost. 9700 (1854年) 10500	水力 (1855年) 予備蒸気力
	(4) 1804	Schindler & Comp. 商會	Facildes 兄弟と Hohnel 商會	Plauen	1813	(1813年) Ost. 2400 (1814年) Mich. 2300	?
「前貸制」	(5) ?	Börner	Börner	Peng	1812	(1812年)	700 水力
特権的問屋制 企業第1類型 「サラサ捺染業」	(6) 1754	8人のPlauenの重麻 商人と捺染工 A. Neumeister	Facildes & Comp. 商會 財政参議官 Güssel	Plauen	1812	(1812年)	700 ?
	(7) 1785	商人 G. R. Rantit	Rantit & Ehrenberg 商會	Frankenberg	1812	(1812年) Mich. 1537 (1814年) Mich. 1436	?
+	(8) 1802-3	織布工 C. G. Praff と 3人の息子	Praff とその息子達 の商會	Chemnitz	1811	(1811年) Ost. 700 (1814年) Mich. 1540	?
「前貸制」	(9) ?	Anke	Anke	Frankenberg	1811?	(1811年) Mice. 360 (1814年) Mich. 1860	?

Forberger, Die Manufaktur, Tabellarium, et "Zur Wandlung..." Anlage, et "Zur Aufnahme..." Anlage.

ほぼ間違いない推定できる。いまその中から、紡績工場を設立した前工場制企業の例を抽出して表示すれば、第Ⅷ表のようになる。これを見ると、これらの諸企業が、いずれも設立以来強く前期的資本の系譜を引いていると思われる。

第一類型の特権的問屋制企業であることが分る。すなわち、その設立が商人によるか、あるいは商人が主導的な地位を占めたものとしては、(6)(7)の場合が、また他の特権的問屋制企業から分岐してきたものとしては、(2)(3)の場合があつ

た。また、工場制移行当時の資本の結合形態についてみて、重工業の工場経営の設立の場合に一般的であった株式会社はなく、合資会社(1)(6)の場合)や、合名会社(3)(4)(7)(6)の場合)といった前期的な資本結合の形態が残されており、それが一般的であった。しかも合名会社の場合には、親子、兄弟といった血縁者によるものが多。さらに注目すべきことは、経営主の中に、レヴィ(Levy)やゲッセル(Gessel)といった絶対主義官僚の一群がみとめられることであろう。こうした経営体の発展傾向と形態は、ここでは深く立入ることもないが、後のザクセン綿織物工業の発展の停滞性を規定する要因の一つが、すでにこの時期に胚胎していることを物語っている。その外、これらの問屋制企業が、工場経営に移行した年代が、ほとんど一八一〇—一年、つまり大陸封鎖期であったことも分るが、それは先にも述べたことの正しさを立証している。

こうした特権的問屋制企業主(「商人・製造業者」)の以外で、機械制紡績業を設立したものに、「初期独占」体系を蓄積基盤として、綿製品の流通に従事していた純粹の前期的商人の一群がいたとしても不思議ではない。例えば、先

述のベルンハルトは兄弟とともに、マンチェスターにも紡績工場をもっていて、イギリス—ザクセン間で紡糸商業を営んでいた前期的商人であった。^⑧その他こうした純粹の前期的商人として、ランゲンザルツァ市の商人ヴァイス(Weis)——一八〇七年設立—、レンゲフェルト市(Lengfeld)のモスリン商人トーマス(Thomas)——一八〇四年設立—、一八〇六年三台、六三鍾—^⑨、それに最近J・クチンスキーが、イタリアの歴史誌《Studi Storici》誌上で紹介している、シェーンベルク市(Schönberg)の商人 commerciante エンゲルハルト(Engelhardt)——一八三五年頃設立—といったものがあげられる。^⑩

以上の分析から、ザクセンにおける機械制紡績業の推進主体になったものは、いずれも「初期独占」体系を存立基盤とした、特権的問屋制企業主を中核とし、それに純粹の前期的商人や部分的に絶対主義官僚をも加えた諸階層であったことが分る。特権的問屋制企業と工場制企業の連続性、これは、まさに意味深い事実ではないか。なぜならば、このような過程は、イギリスや部分的にフランスでもみられた農村マニユが特権的問屋制企業に対立し、前者が後者

第Ⅹ表 Chemnitz 市及びその周辺における
機械制紡績業の発展

年代	企業数	紡績機数	紡錘数	就業者数	生産紡糸量 (Pfund)
1811	25	255	—	699	141,164
1812	35	392	—	1,549	314,358
1813	36	355	—	1,335	257,515
1814	36	359	—	1,288	340,472
1815	32	369	—	1,250	320,632
1816	32	409	—	1,810	414,708
1817	32	380	—	1,585	369,174
1818	35	396	—	1,653	424,020
1819	37	452	—	1,966	595,480
1820	32	428	—	1,801	642,000
1821	29	401	74,898	1,639	515,105
1822	23	369	68,764	1,716	525,200
1823	21	367 ½	68,061	1,724	516,700
1824	17	337	62,594	1,324	551,800
1825	15	302	53,594	1,051	491,600
1826	15	315	58,220	1,328	568,100
1827	14	291	55,616	1,046	556,000
1828	11	257	48,656	947	496,200
1829	11	257	48,656	947	496,200
1830	8	194	38,004	784	399,000
1831	8	197	37,448	759	387,000

R. Strauß, Die Lage..., Anhang, Übersicht 14.

を市民革命で決定的に動揺させつつ、後に産業革命の主体的推進力となつていったのとは、まるで逆の方向であつたからである。しかしこうした現象は、イギリスに較べていわば一段階発展の遅れたドイツ産業資本が、はや産業革命を経過しつつ世界資本主義の波頭に立つて発展しているイギリス資本主義の影響下において、たどらなければならなかつた対応（「歪み」）の姿であつた。

四 機械制紡績業の定着 それではつづいて、大陸封鎖期（一八〇七—一四年）と、その後の自由貿易期（一八一五—一三四年）におけるザクセン機械制紡績業の発展の跡を、一応数量的に検討し、その定着の様相を確めておこう。第Ⅹ表は、ザクセンにおける綿織物工業の最大の中心地であり、「小マンチェスター」と呼ばれていたケムニツ市及びその周辺に関する統計である。われわれはこの表から、ザクセンの機械制紡績業が、大陸封鎖期において、史家のいうごとく「温室的な」成長を遂げたにもかかわらず、次の自由貿易期において、かならずしも順調な発展を示していない状態が分るであろう。

すなわち、一八一五年以来多少の波はあれ、企業数、紡績機数、紡錘数、就業者数等いずれも減少傾向にあり、ただ生産量だけが停滞的ではあるが、多少の増大を示しているにすぎない。同様のことは、またザクセンにおける

第X表 Vogtland 地域の機械
制紡績業の発展

年代	企業数	紡錘数 (Mich基準に)
1802—6	1	612
1807	2	2,646
1808	5	6,764
1809	5	17,630
1810	7	35,316
1811	13	51,660
1812	22	97,006
1813	22	105,033
1814	21	104,289
1815	20	106,234
1816	21	109,292
1817	17	86,646
1818	16	89,590
1819	17	79,646
1820	15	64,000
1821	14	64,779
1822	13	74,692
1823	13	77,318
1824	13	74,384
1825	13	73,280
1828	10	74,400
1837	10	53,148

Bein, Industrie, Anhang II.

いま一つの綿紡績業の中心地、ブラウエン市を中心としたフオークトラント郡についてもいいうる。第X表がそれである。

それでは一体なぜ、大陸封鎖期においてかくも急速に発展した機械制紡績業が、その関税同盟の設立までの間、停滞したであろうか。そうした原因には、この間にプロイセン（一八一八年）、バイエルン（一八二六年）、ヴェルテンベルク（一八二六年）、オーストリア（一八一八年）といったドイツの各領邦のみならず、イタリア（一八二四年）、フランス（一八二二年）、ロシア（一八二〇年）等のヨーロッパ諸国がとり始めた保護関税政策の影響もあったが、やはり基

本的には大陸封鎖期にさらに発展をみたイギリス綿織物工業の強力な影響が考えられる。しかも、ザクセンに対する後者の影響は、前者の影響によって一層強められる結果となった。

しかし、「大陸制度」が崩壊した後、再び怒濤のごとく流入し始めたイギリス製品は、ザクセン機械制紡績業の全般的な停滞的發展を規定したとはいえ、一八世紀末に手紡糸業に対して作用したような完全庄殺といった現象は惹起しなかった。そのことは、機械数や紡錘数の減少にもかかわらず、紡糸生産量が決して減少していかないことから分る。従つてこの段階において、ザクセン機械制紡績業は、競争を通じて個々の企業の技術構成と労働生産性を高め、群小経営を淘汰していった。第XI表は、一経営当りの平均機械数と紡錘数が高まり、またそれ以上に平均生産量が高まっていることを明瞭にしている。このことは、群小経営が淘汰されて大経営が生き残っていったことの別の表現である。い

第Ⅱ表 ザクセン紡績業の技術構成と労働生産性

年代	企業当り 機械数	企業当り 紡錘数	企業当り 労働数	企業当り 生産量 (Pfund)
1814	9.97	—	35.7	9,457.5
1821	13.82	2,582.7	56.5	19,141.5
1831	24.62	4,681.0	94.8	48,375.0

Strauß, Die Lage..., S. 32

して紡績工場に導入され、機械体系が完成されていった。
その導入の状態は、一八二一—五年三台（三〇馬力）、一八

第Ⅲ表 ザクセン紡績業の労働者数

労働者数	小経営					中経営					大経営				
	1—5	6—10	11—20	21—30	31—40	41—50	51—60	61—70	71—80	81—90	91—100	101—200	201—300		
1814年	1	8	6	6	5	4	3	—	—	1	1	—	—		
1831年	—	—	—	1	—	1	—	—	2	1	1	2	—		

(Strauß, Die Lage..., S. 43.)

まその状態を、第Ⅱ表によって示してみよう。これによれば、一八一四年から三一年にかけて、ザクセン機械制紡績業において、労働者数五〇人以下の中小経営がほとんど没落し、ただ労働者数五〇人以上の大経営のみが生きたことを示している。そしてこのような企業の集約化を土台にして、蒸気機関が水力乃至畜力に代って、「発動機」と

二六一三〇年七台（八〇馬力）、一八三二—五年二台（二〇・五馬力）、一八三六—四〇年（六四一馬力）と、遅々としているが着実に増大している。

とはいえ、こうした機械制紡績業の内部編成に対してすら、またイギリス綿織物工業の根深い影響が認められるのである。すなわち、確に群少経営は消滅したが、だからといって決して急速な上向的發展がみられたわけではない。それは前掲第Ⅱ表をよくみれば、大企業とはいえ、それは労働者数七〇—二〇〇人までの中位のものに集中していることが分る。このことは、ザクセンにおける機械制紡績業が、この段階において一応安定した技術的・経済的基礎を獲得して、この地に定着しつつあることを示すものであるが、同時にその停滞的発展の端初が、すでに現象している

ことを物語っている。まさにドイツ近代綿織物工業は、一段階先んじて世界市場を征服しつつ強大な発展を遂げたイギリス綿織物工業の強力な規定をうけて成立していったのであった。後進資本主義国ドイツに対する世界資本主義の規定性、そこに世界資本主義的連関の一環としてのドイツの全体的産業構造の解明に向う鍵がある。

① Forberger, "Zur Auseinandersetzung..." SS. 171-7. K. マルクス『資本論』第一巻第四編第三章「機械と大工業」第一節「機械の発達」参照。

② 『資本論』第三章参照。

③ Cf., Forberger, "Zur Aufnahme...", et "Zur Wandlung..."

④ Cf., J. Kuczynski, "Zur Probleme der industriellen Revolution" (Z. für G. W. 1956, Hft. 3), et "La rivoluzione industriale in Germania", (《Studi storici》ANNO II 1961, N. 3-4).

⑤ Forberger, Die Manufaktur, SS. 288-9.

⑥ *ibid.*, S. 289. なお、部分的な現象として出現したシェーアの集中工場としては、例えば、Kreislig が六〇〇 Thlr. の政府貸付金で設立したケムニッツ市とマンナヘルタ市における各二百五十台の工場を先頭に、ケムニッツ市における Kahn の一七九九年の一六台、同市 Pfugbeil の一八〇一年における六台、等があった。

⑦ 『資本論』第一巻第四編第一三章第八節「大工業によるマニファクチュア、手工業、および家内工業の変革」(a)「手工業と分業に基づく協業の止揚」参照。

⑧ Forberger, Die Manufaktur, p. 299, et Bein, *op. cit.*, S. 136.

⑨ Bein, *op. cit.*, S. 154. 当時サタセン選帝侯フリードリヒ・アウグスト三世は、一八〇七年五月二日の勅令で、機械制紡績の発展のために「補助金金庫」から、工場建設一件に対して建設費五一六〇〇 Thlr.、貸付金四一五〇〇 Thlr.、各精紡錘の一 Stück の生産に対して、一 Thlr. の補助金支払を三年間保障した。

⑩ Bein, *op. cit.*, S. 135.

⑪ Forberger, *op. cit.*, S. 290, et Bein, *op. cit.*, SS. 153-4.

⑫ J. Kuczynski, "La rivoluzione...", S. 676.

⑬ R. Strauß, Die Lage und die Bewegung der Chemnitzter Arbeiter in der Ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts (1960), S. 41 et 46. ケムニッツ市及びその周辺は、一八一二年当時には全サタセン紡錘数の三〇%、一八四八年段階では紡錘数九六%、経営数一三六のうち一三三まで占めていた。なおこの表は、たんに「紡績業」《Die Spinnerei》とだけあるので、少数の綿紡績以外のもの、従ってこの段階であるから若干の羊毛紡績業が含まれている可能性がある。

⑭ Strauß, *op. cit.*, S. 42, Bein, *op. cit.*, SS. 243-58.

⑮ Forberger, Die Manufaktur, S. 291.

結びと展望

これまで、ザクセン綿織物工業における産業革命の端初
 の展開過程、すなわち紡績業のそれに焦点をあわせて分析
 を進めてきた。それでは最後に、これまでのべてきたこと
 をとりまとめ、そしてそれより帰結する点から、今後の研
 究のために、その後の綿織物工業の産業革命の展開状態を、
 ごく大雑把に展望して結びにかえたいと思う。

大塚久雄教授は、「世界資本主義発展の激動する渦の中
 に捲こまれた」後進資本主義諸国の場合、産業革命は市民
 革命の変革を経過して、中産的生産者層の急速な両極分解
 を背景に自生的に展開するのではなく、「むしろ外部から
 の技術的促進とそれに対する対抗から非自生的に展開され
 る」とのべ、後進資本主義国の産業革命を性格づけている。
 幾分文学的で曖昧ではあるが、極めて示唆に富むこの規定
 が、はたしてザクセンにあてはまるものかどうか、もしあ
 てはまれば、この場合、「世界資本主義発展の激動する渦」
 とは一体なにか、また「外部からの技術的促進」とはなに
 か、そして非自生な展開とはなにか、ということが本稿の

課題であった。

たしかに、ドイツがその経済的な発展において、イギリ
 スやフランスに較べて一段階発展の遅れた後進資本主義国
 であったことは、本論の分析によって明かである。すなわ
 ち、イギリスが一七世紀の市民革命を経過して、「初期独
 占」を廃棄して後、いち早く産業革命に突入していった一
 七六〇—一八〇年頃、ザクセン綿織物工業においては、いま
 だ特権的問屋制企業、特権的マニファクチュア、及びそ
 れを基盤として「初期独占」体系が、絶頂期にあったので
 ある。従って、一八世紀の終末期に、産業革命を経過する
 ことによつて強大な成長を遂げたイギリス綿織物工業が、
 その極めて廉価で大量な綿製品をもつてドイツ市場を圧迫
 した時、ザクセンの遅れた生産力的基礎と経営形態をもつ
 た前工場制企業は、完全な「危機」に陥っていった。一九世
 紀初頭、大陸封鎖期において、紡績機の組織的な導入によ
 つて始まる綿紡績業の産業革命は、実はこの「危機」に対
 する対応・克服の手段であったといえる。従つてこの場合、
 「世界資本主義発展の激動する渦」とは、イギリス機械制
 綿織物工業によつてもたらされた、廉価で大量な綿製品の

怒濤のごとき流入、それによるザクセン市場の征服と、ザクセン綿織物工業のイギリス機械紡績業への従属、そしてザクセンのイギリスを中心とした世界資本主義への再編成、といった事態であった。これが、ザクセン綿織物工業に対する外部からの技術的促進となったのである。

ところで、ザクセン綿紡績業の産業革命の推進主体となったものは、それ故に「初期独占」体系を蓄積基盤とする、特権的問屋制企業、前期的商人の一群であった。これらの諸層が、イギリス産業革命の技術的成果を取入れ、それを自己の経営に接木することによって、工場経営主に転化したのであった。これはまさしく、商業資本が産業資本に転化する途であり、非自生的な展開形態である。フランス史の方から、この途を「ドイツ型」といわれるのは蓋し至当であるが、より内容規定的に言えば、それは「純粹型」に対する「対応型」といえよう。従って、このような産業革命展開の構造的特質は、当然のこととして、自生的な場合に比較して、その技術的・経営的基盤の狭少さや遅れた形態、雇傭関係における前近代的人格、発展の緩慢さ等を条件づける結果となった。

以上が、本論において分析した綿織物工業で最初に始まる紡績業の産業革命の端初的展開過程であるが、今後の研究への接続を考慮して、綿織物工業における産業革命のその後の展開について、ごく簡単な展望を与えておく、紡績業自体のその後の状態は、一八三四年「内に対して関税自由、外に対して関税保護」を設けた関税同盟の設立によって、イギリス商品との競争が緩和される一方、国内市場が広がることによって、再び上向的な発展をとり戻す。また、社会的分業における連関部門、染色工程、織布工程への産業革命の波及状態は、ほぼ次のようであった。すなわち、紡績業の産業革命がほぼ定着した一八二〇年代末から三〇年代にかけて、次に捺染輪転機の導入によって、染色工程の産業革命が始まっている。その推進主体となったものは、特権的問屋制企業と特権的捺染マニユファクチュアであった。こうして産業革命の結果強大になった紡績、捺染の両工程に照応するために、最後に力織機の導入によって、織布工程の産業革命が、やや遅れて一八四〇年代以後始まる。その場合の推進主体となったものは、やはり特権的問屋制企業主や、それに上層のツンプト織布工であった。つまり、

その後、ザクセン綿織物工業における産業革命の展開過程は、その構造的性質において、いづれにせよいわば端初過程と変らず、それを継承しているといえよう。

従って、ザクセン綿織物工業全体の産業革命は、イギリス産業革命の中で綿織物工業が演じた役割を、ドイツ産業革命の過程で演じることができなかつた。それ故に、ドイ

ツ産業革命の本格的展開期（一八三四―七三年）において、その旋回軸になつたものは、別に求められなければならぬ。しかし、こうした最終的な意義づけは、本稿の終つた所から始まるその後におけるザクセン綿織物工業の分析をまづ、はじめて確定できるであろう。

（近畿大学講師）

Two Forms of *Ho* 保 in the Period of *Insei* 院政

by

Yosiyasu Kawane

At the beginning of the *Insei* 院政 period, the *Kokushi* 國司, standing as chief officers of the *Kokuga* 國衙 which were already becoming representative of collaborating resident landlords, began to distribute *Bempo-no-ho* 便補保, certain land rights, as a means of evading their responsibility in the distribution of *Fuko* 封戸, the traditional national grants to temples and shrines. There were two forms of *Bempo-no-ho* with quite different character. One was the form in which some of the land already granted to landlords (land destined for exploitation) was designated as *Bempo-no-ho*. The second form, on the other hand, was that in which lands (public fields) cultivated by upper-class peasants organized as groups of *Jin-nin* 神人 and *Yoriudo* 寄人 by the temples and shrines themselves, were designated as *Bempo-no-ho*. As resident landlords became involved in the whole organization of state powers, every noble and influential temple or shrine reorganized and strengthened their own political and social status, but by two opposing methods of governing their people symbolized by the two *Ho* 保 — one method was government through the offices of resident landlords; the other, through the direct organization of the general peasantry opposing landlord rule.

One Aspect of the Industrial Revolution in Germany

—The process of formation of the factory
system in the Saxonian cotton industry—

by

Takao Ôshima

Prof. H. Otsuka, in his book entitled "An Introduction to the Economic History of Europe," has characterized the Industrial Revolution in the less advanced countries as follows; being sucked

into the vortex of world capitalist development, the Revolution proceeded in the non-autogenous way, under pressures from more advanced countries in the field of technical promotion. The present writer questions whether such a suggestive formula as that of Prof. Otsuka might be applicable to the case of Saxonia, and accordingly, intends to analyze the early stages of the Industrial Revolution there, bringing into focus the external influences and character of non-autogenous development.

From this standpoint it will be shown in this article that since the 1790s the Saxonian privileged firms (working on the putting-out system) were forced to establish spinning-mills against the powerful influx of exceedingly cheap products from Britain, and that through this process of development putting-out merchant capital turned into industrial capital.